明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十九条　使用前検査を受けようとする者は、様式第九の使用前検査申請書を提出しなければならない。

2　前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

3　第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第二十条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十七条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十九条第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項の申請書及び同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十九条第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　検査を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする特定事業用電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

三　検査を実施する時期

四　検査を実施する場所

五　検査の対象

六　検査の方法

3　前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一　前条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類

二　検査を受ける工事に係る第十一条第一項の申請書及び書類若しくは同条第三項の書類、第十二条第一項の届出書及び書類又は第十四条第一項の届出書及び書類、同条第二項の届出書及び書類若しくは同条第四項の書類

4　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。

第二十一条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

第二十二条　第十八条第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、様式第十の（試験）使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が試験のための使用以外の使用に係る場合は第二号の書類を添付することを要しない。

一　使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二　試験項目及び試験工程表

第二十三条　法第四十九条第三項の主務省令で定める特定事業用電気工作物は、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、排気筒、蒸気タービン、補助ボイラー、発電機、変圧器、遮断器及び非常用予備発電装置とする。

2　法第四十九条第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一　第十七条の表の上欄第一号及び第二号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項

二　第十七条の表の上欄第三号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ　原子炉冷却系統設備の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

(1)　沸騰水型原子力発電設備にあっては、原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備、原子炉冷却材補給設備、原子炉補機冷却設備、原子炉冷却材浄化設備及び原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの

(2)　加圧水型原子力発電設備にあっては、一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、化学体積制御設備、原子炉補機冷却水設備、原子炉補機冷却海水設備及び原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの

(3)　ナトリウム冷却型原子力発電設備にあっては、一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備、原子炉補機冷却水設備、原子炉補機冷却海水設備及び機器冷却系設備に係るもの

ロ　計測制御系統設備の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

(1)　沸騰水型原子力発電設備にあっては、原子炉の制御設備、制御材駆動装置、計測装置、安全保護設備（原子炉の非常停止及び工学的安全施設の作動に必要な計測制御系統設備をいう。以下この項において同じ。）、制御用空気設備及び原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係るもの

(2)　加圧水型原子力発電設備にあっては、原子炉の制御設備、ほう酸注入機能を有する設備、ほう素熱再生設備、計測装置、安全保護設備及び制御用空気設備に係るもの

(3)　ナトリウム冷却型原子力発電設備にあっては、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備及び制御用空気設備に係るもの

ハ　原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

(1)　沸騰水型原子力発電設備にあっては、真空破壊装置、原子炉格納容器スプレイ設備、可燃性ガス濃度制御設備及び原子炉格納容器調気設備に係るもの

(2)　加圧水型原子力発電設備にあっては、格納容器スプレイ設備、アイスコンデンサ設備、真空逃がし装置及び圧力逃がし装置に係るもの

(3)　ナトリウム冷却型原子力発電設備にあっては、真空逃がし装置に係るもの

ニ　燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、排気筒、蒸気タービン、発電機、変圧器、遮断器及び発電所の運転を管理する制御装置の機能又は性能を確認する検査

三　第十七条の表の上欄第四号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ　原子炉本体の機能又は性能を確認する検査のうち、炉心における燃料の配置及び臨界状態を確認する検査並びに減速材温度係数の検査

ロ　原子炉冷却系統設備の機能又は性能を確認する検査

ハ　計測制御系統設備、蒸気タービン及び発電機の機能又は性能を確認する検査のうち、原子炉、蒸気タービン及び発電機相互の停止に係るインターロックを確認する検査

四　第十七条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ　原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの

(1)　原子炉冷却系統設備の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

1　沸騰水型原子力発電設備にあっては、原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備、原子炉冷却材補給設備、原子炉補機冷却設備、原子炉冷却材浄化設備及び原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの

2　加圧水型原子力発電設備にあっては、一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、化学体積制御設備、原子炉補機冷却水設備、原子炉補機冷却海水設備及び原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの